

R D 最終処分場問題解決に向けた今後の対応方針にかかる話し合いについて

日 時：平成22年1月23日(土) 16:00～17:30

場 所：栗東市中央公民館 大ホール

出席者：(環境省 適正処理・不法投棄対策室) 荒木室長、日浦環境事務官、中坪環境専門員

(滋賀県) 田口副知事、西嶋部長、山岡管理監、上田室長、梶岡参事、井口副参事、
卯田主幹、木村副主幹、谷川副主幹、浅見副主幹、鶴飼副主幹、酒井主任主事

(栗東市) 中村副市长、乾沢部長、竹内課長、今村室長、太田主幹、矢間主査

(国会議員) 三日月

(県会議員) 九里、三浦、今江、梅村、西川仁、木沢

(市会議員) 太田利貞、太田浩美、國松篤、國松清太郎、久徳、下田、高野、田村、
野村、馬場、林、藤田、山本

(7自治会代表) 21名

(傍聴者等) 29名

(マスコミ) NHK、BBC、京都新聞(2人)、毎日新聞、中日新聞(2人)、滋賀報知 他2名
(全出席者 100名)

1. 議事録

司会(山岡管理監): それでは、お願いしました皆さんお揃いですので、始めさせていただきます。

R D 最終処分場問題の解決に向けて、今後の対応方針に係る話し合い、ということで本日会議を持たさせていただきます。

最初に、本日環境省より、国会等でお忙しい中3名の方においでいただいております。ご紹介いたします。環境省適正処理・不法投棄対策室、荒木室長様。日浦様。中坪様。

なお、本日の話し合いにつきましては、終了時刻5時を目途に考えております。約1時間と限られた中ではございますが、進行にご協力よろしく申し上げます。

それでは最初に田口副知事よりご挨拶させていただきます。

田口副知事: 皆さん、こんにちは。副知事の田口でございます。本日は何かとお忙しい中を、また急なお願いにもかかわらず、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。周辺7自治会の住民の皆さま方には、昨年5月の29日にこちらの中央公民館におきまして21年度の取り組みといたしまして緊急対策工事や、あるいは第三者を交えた協議の場の設置につきまして、ご説明あるいはご提案を申し上げ、ご意見を頂戴をいたしたところでございます。

その後、緊急対策工事につきましては詳細設計を含めまして、焼却炉撤去等につきましては近く工事に着手する手続きを進めているところでございます。

しかしながら、対策工につきましては、いろいろと第三者を交えた協議の場でありませつか、あるいは住民案の提案と、いったようなお話もございましたけれども、未だ膠着状態というようなふうな状況でございます。

こういった状況の中で、昨年11月22日には環境省の田島副大臣がお越しいただき

まして、現地をご視察をされますとともに、住民の皆さま方との話し合いの場を持っていただきました。その際、副大臣からは、環境省を挙げて県と連携し積極的に助言すると表明をいただいたところでございます。

その後、環境省の担当者様に現地を詳しくご調査をいただき、おおむね2ヶ月間にわたりまして精力的に今後の県の対応等について意見交換をさせていただいてまいりました。

本日は、これまでの現地視察や意見交換に基づき、環境省から助言をいただきますとともに、これらの助言を踏まえまして県としての今後の対応につきまして、琵琶湖環境部長からご説明をさせていただきます。

その上で、周辺7自治会の代表の皆さんと、環境省、滋賀県との話し合いを考えておりますので、よろしく願いをいたします。

田島副大臣は、昨年お越しいただきましたときの住民の皆さんの意見交換の場で、一刻も早くこの課題に対応して、住民の皆さんが安心して暮らせることができることが必要である、と述べられましたが、県もその考えに全く変わるところはございません。

本日は環境省の荒木室長さん始め、地元の県会議員の三浦、九里両議員もお越しいただいております。また、地元の栗東市の中村副市長にもご出席をいただいております。

本日の話し合いを契機に、RD問題の解決に向けて確実な一歩が踏み出せますよう、県につきましても精一杯努力をしておりますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしく願いを申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会：それでは早速ですが、環境省のほうから助言いただきたいと思います。

荒木室長(環境省)：ただいまご紹介いただきました環境省の適正処理・不法投棄対策室長の荒木でございます。よろしくお願いいたします。

また、今日は本当にお休みのところ、また大変お忙しい時間帯にもお越しいただきまして、ありがとうございます。

私のほうからは、前回11月の22日でございますが、田島環境副大臣がこの場で、この場と言いますか皆さま方との意見交換の中で、できるだけ早く何らかの形で状況が打開できるように国としても積極的にご助言をさせていただきたい、というお約束をさせていただきました。その後2ヶ月にわたりまして県ともいろんな打合せ、調整をさせていただいた上で、また私どもとしても副大臣までお話をさせていただいて、環境省としての助言をおまとめをして、今日少しご説明をさせていただきたいということで、お時間をいただきました。

以後、恐縮ではございますが、座らせていただいてご説明させていただきたいと思っております。

先ほどもお話をさせていただきましたように、昨年の11月22日でございますけれども、環境副大臣が皆さま方と意見交換をさせていただきました。その時にお話をさせていただきましたように、とにかく率直なご意見をいただき、ということでございまして、環境省のほうから何かこういうことだ、ということはまだお話ができる状態ではございませんでした。その後、私ども12月に入りまして、現地を改めて詳細に見せていただきま

した。あわせて、同じ日に県のほうと打合せをさせていただきました。それ以降でございますけれども、12月と1月各1回ということで計3回県の担当者とかかなり時間を取らせていただきまして打合せをさせていただいたところでございます。もちろんその打合せの中で必要なところ必要なときに私どもとして様々なご助言はさせていただきました。ですからそれを逐一ここで話しするということではございませんけれども、それらのご助言をさせていただいたもの全体をコンパクトにまとめさせていただきまして、こんな形で環境省として県のほうにはご助言をさせていただいたということを最初にまず私どものほうからお話をさせていただきたいと思っております。

これからお話する中身につきましては、これは副大臣まで説明をさせていただいた上で環境省として了解をさせていただいたもの、と、このような形で聞いていただければというふうに思っております。

まず、この問題でございますけれども、いろんな形でお話を賜りまして、現地も見せていただきました。ひとつの大きな方向でございますけれども、やはり皆さま方が一番懸念をされております、いわゆる『有害物』というものの取扱いでございます。それを中心にいろいろと打合せをさせていただいたところでございまして、まずひとつ目として私どもとしてご助言をさせていただいたところはですね、このRDの区域という言い方をさせていただきますが、「この区域の有害物をできるだけ除去をしていくということを盛り込んだ県の対策工を最終決定いただく必要があるんだろう」と。そのためには、できれば来年度、平成22年度でございますけれども、22年度の予算を確保していただいて、この区域において新たな、いわゆる今まで何度かボーリングとかいろんな調査をしていますが、「新たな追加的ないわゆる詳細なボーリングをしていただければどうか」ということをご助言をさせていただきました。この理由は、「とにかく有害物を探しに行こうじゃないか」ということだと思っております。これまで何本かかなりボーリングはされておられると聞いてはおりますが、それに追加をして探しに行っていて、そこで見つければ、その後の対策の中でその範囲周辺を取り除いていただければどうか、というのがひとつ目でございます。

それからあわせて、これまで数年にわたっていろんな調査をしていただいたようでございますけれども、改めて既存の井戸なんかを活用して、今の現状の地下水等の調査をきちっとされてはどうか、ということをご助言をさせていただいたところでございます。

今回この来年度の予算での調査でございますけれども、やはり我々としては、「とにかく最終決定をいただく必要があるんだろう」ということで、『最後の調査』ということで、かなりしっかりと計画的にやっていただければどうか、ということでございます。調査もダラダラとやってもしょうがありませんので、とにかく『最後の調査』ということで、但しそこはしっかりと調査をしていただければどうか、ということ、その調査に当たりましては「やはり専門家、とにかく純粋に専門家の先生方にご助言をいただいて進めてはどうか」ということもお話をさせていただきました。もちろん最終的にこの調査のことを踏まえて決定いただくのはもちろん県でございますし、調査の方針ももちろん県が最終決定いただくということだろうと思っておりますので、この専門家の場を設けるのはあくまでご助言をいただく場というふうに考えていく必要があるんだろうな、ということもお話をさせていただいたところでございます。

それからふたつ目としてお話をさせていただいたところは、「このような調査をとにか

くできるだけ早くしていただいて、その上で皆さま方周辺の自治会さんと十分に調整を図っていただいて、県としての対策工法の最終決定を行ってはどうか」ということをお話をさせていただきました。また、先ほど言いましたように、この調査の主たる目的は『有害物を探しに行く』ということですので、「この調査によって確認をされた有害物については、対策の中で、その一環として除去をしていくよう盛り込んではどうか」ということもあわせてお話をさせていただいたところでございます。また、来年度の調査、その先になるかと思えますけども、なるべく早く産廃特措法に基づく実施計画の策定に着手できればいいんじゃないか、ということもでございます。ですからこの調査の後になるわけでございますけども、それと平行してできる部分もあるかもしれませんので、「とにかくこの実施計画というものを策定するために必要な経費があるのであれば、それもあわせて来年度の予算に盛り込んでいかれたらどうだろうか」ということもあわせてお話をさせていただきました。というのは、実は実施計画、意外に手間のかかる作業でございます。私どももいろんな事案に対する実施計画に対しましては、かなり細かく中身を見せていただいています。ですので、その際にこういうところはこう直していただきたい、と色々なご注文をさせていただいています。それにまた色々な経費がかかりますから、その部分をあらかじめ予算要求をされてはどうだろうか、ということもお話をさせていただきました。それが大きなところでございます。

あと、細かく具体的なところをいくつか申し上げました。

ひとつ目が、今お話をさせていただきました『有害物』、「このものについての県の判断基準といったものを、あらかじめ皆さま方にきちっとお示しをした上で、共通認識を持っていただいではどうか」ということでございます。言葉の上では有害物という言葉を使いますが、皆さん多分それぞれ受け取られる中身が違いうだろう、と。ですからここで言う調査で対象としている有害物は何なのか、ということをもまずきちっと県として明確にさせていただいて、まずそこを共通認識していただいではどうか、ということでございます。あわせて、お話をさせていただきましたのは、『有害物の除去』と言いましたけども、ボーリングをして探しに行くわけでございます。ですから少なくとも全てが必ず探せるかどうかはわかりませんが、その際に例えば、色々な判断基準がお示しされるかもしれませんが、私どもとしましてはこれまで色々な事案を見せていただいておりますが、もし仮にどんな基準になったとしても、例えば土壌の環境基準のレベルのものを超過してある程度まとまりがあるような部分があれば、それもあわせて取り除くほうが、区域の安定化には早道じゃないか、という話もさせていただきました。ただこの辺、かなり専門的でございます。ですからこの辺は専門家の先生方のご助言をいただかなければいけないと思っておりますが、安定化を早めるということであるのであれば、そのようなこともしっかりと考えていただいて、できるだけその方向で進んでいただきたい、ということもお話を差し上げました。

それからもうひとつ、これまでかなりの時間にわたって色々な打合せをさせていただいた中で感じるところは、いろいろと県としてもボーリングなりケーシングなり色々なことをやられています。地下水調査もやられています。ただ、なかなかそれを解りやすくまとめた資料がない。せっかくここまで努力されているのに、なかなか外向けに伝わっていないんじゃないか、ということもありましたので、それをまとめて解りやすくした上で、色々な場面でご説明できるように準備してはどうか、ということもお話

を差し上げました。それがないと、おそらくこれから追加的に新たにやるボーリング、いったいどこをやったらいいか見えてこない、と思ってますので、そういうところもお話を差し上げました。

それから、主なところ最後になりますけども、前回の副大臣がお話を差し上げたときにも申し上げましたが、現行の、とにかく産廃特措法の期限にこだわらずに、とにかく県として、まず皆さま方と十分に調整をしていただいて、早く対策工を決定いただいた上で、実施計画を策定していただいて、「本法に基づく産廃特措法の事業というものが一体どのぐらいの期間かかるんだ、ということをお示しいただければ」ということでございます。これはもう副大臣のほうも皆さま方にお約束をさしていただきましたように、その上でまた様々な他の事案もございますので、それをあわせてこの産廃特措法の延長も含めて前向きに検討させていただく、というお話を差し上げたところでございますので、まずはとにかくどのぐらいかかるのか、ということ、この期限にこだわらずとにかく作ってくれ、という話も差し上げたところでございます。

大きなところはそんなところでございまして、とにかく私どもが今回こういうお時間をいただいたのも、とにかく県と皆さま方、できるだけ双方に歩み寄っていただきたい、という思いでございます。ですので、できるだけこの問題が早く解決に向かうように、なんとか私どもとしては努力できれば、と思っておりますので、今日はこういう形でお話をさせていただく時間を設けさせていただいたところでございます。

今の話はかなり雑駁にお話をさせていただきましたので、また後ほどお時間十分あると思います。ですからもう少し細かいところご質問あれば、また改めてそれにはご回答させていただきたいと思っております。

実際に県との打合せの中では、もっと細かく具体的な部分についても、いろいろと可能な範囲でご助言はさせていただいております。それらを踏まえた形でおそらくこれから県のほうから「こんな方法でどうだろうか」というお話があると思っておりますので、それを受けてまた改めてご確認されたいところがあればご質問いただければ、というふうに思っております。

司会：ありがとうございました。

ただいまのお話を受けまして、県として今後どう対応するのか、その内容につきまして、琵琶湖環境部長のほうよりご説明いたします。

今お手元のほうに資料をお配りしておりますので。

西嶋部長（滋賀県）：あらためまして、皆さんこんにちは。本日はご苦勞様でございます。琵琶湖環境部長の西嶋でございます。本当に今日はお休みのところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。日頃、皆様方には RD 問題の解決に向けまして、ご尽力いただいておりますことに対しまして厚くお礼を申し上げます。説明に入ります前に、今回のこの会合がぎりぎりまで通知ができませんで、このような急なご参集ということをご依頼いたしましたことをまずもって冒頭お詫び申し上げまして、今ほど環境省の荒木室長の方からお話がありましたように、年末年始を通して何度か国の方と調整し、そういうことで日程を費やしましたので、このようにぎりぎりのことに相成りました。また、予算が今ちょうど最終局面に入っておりますので、そういうことから今日という日

になりましたことをどうかお許しを賜りたいと思います。それではこの後、座らせていただきまして、ただ今お配り致しました県の対応についての説明をさせていただきます。

今回の県の考え方は「環境省からの助言等を踏まえた RD 事案に関する今後の県の対応について」という一枚ものの紙にまとめさせて頂いております。

大きく4つのカテゴリーがございますが、まず一つめの「基本方針」から申し上げます。5点ございます。1点目でございますが、県は当該事案の区域内、つまり旧 RD 最終処分場の区域ということでございますが、この区域内の有害物をできる限り除去することを盛り込みました。その盛り込んだ対策工法を最終決定するための最後の調査と致しまして、これまでに実施いたしましたボーリング調査等に追加をして、新たなボーリングによる詳細な有害物調査および既存井戸の浸透水、地下水等の測定を行う考えであります。2点目ですが、この追加調査によって見つかりました有害物につきましては、対策の一環として除去いたします。次に3点目でありまして、この追加調査を実施するにあたりましては、学識者で構成する有害物調査検討委員会を設置致します。4点目でございますが、追加調査で見つかりました有害物を除去しましても、なお残存すると考えられる有害物につきましては、浸透水および地下水を揚水致しまして、水処理することにより浄化してまいる考えであります。最後に5点目、平成22年度の予算についてであります。これには今申し上げました、有害物調査、既存井戸の浸透水等の測定および有害物調査検討委員会の運営に必要な予算を計上することと致しております。また、産廃特措法の支援を得るのに必要となります実施計画書策定のための検討調査費も併せて計上いたしますとともに、平成21年度から実施しております緊急対策工の残余工事も併せて計上いたします。以上が基本方針であります。

次に2番目の「有害物の調査・除去」について、ご説明致します。まず1点目でございますが、除去の対象となる有害物につきましては、特別管理産業廃棄物相当のものと致します。対象となる廃棄物は、汚泥、焼却灰、ドラム缶等でございます。2点目でございますが、今回実施致しますボーリング調査では30mメッシュ、つまり30m×30mで1区画に1本の廃棄物調査データを得ることとしておりまして、処分場全体を30mメッシュに分割し、これまでの調査で未調査となっております区画について追加調査を行います。そのうえで有害物調査検討委員会や住民の皆さんのご意見を伺い、必要に応じて10mメッシュのボーリング調査を実施致します。次いで3点目でございますが、この追加調査によりまして特別管理産業廃棄物相当の基準は超えないが、環境基準を超過する有害物がまとまって存在していることが確認された場合につきましては、事案の区域、すなわち旧 RD 最終処分場の早期安定化の観点から当該有害物除去につきまして委員会のご意見などを伺いながら検討をやってまいります。以上、有害物の調査と除去についてのご説明でございます。

次に3番目の「その他」の3点について、ご説明を申し上げます。まず1点目といたしまして、有害物調査の結果や有害物調査検討委員会からの助言を踏まえまして、周辺自治会と話し合いを進め、県としての対策工法の最終決定を行ってまいります。2点目でございますが、これまでのボーリング調査等の調査結果につきましては、分かりやすく整理させていただいたうえで、今後の関係者の皆さんとの調整の場における説明の際に活用をまいります。3点目でございますが、1番目の「基本方針」および2番目の「有害物調査・除去」に関する平成22年度予算につきましては、周辺自治会の同意

なしには執行しないものと致しまして、同意を頂くまでの間は予算の執行を留保いたします。

最後に4番目の平成22年度予算措置についてでございますが、
、
につきましては、基本方針の
で申し上げた各項目を記載をしております。
の「その他」はこれまでから行っております周縁モニタリングや責任追及等の経費であります。これら
から
の項目につきまして、22年度予算に計上を致しまして、このうち
と
につきましては周辺自治会の同意なしには執行しないという考え方でございます。以上が環境省の助言等を踏まえて県の今後の対応の説明であります。

RD問題を解決するための対策を講じるためには、知事が先の議会でも申しましたように、県、住民の皆さん双方が共に歩み寄って行くのが今何よりも求められていることと思います。県は有害物除去について、今回、環境省のご当局の助言を真摯に受けとめながら、周辺自治会のこれまでの皆さんの思いも受け止めてきたわけで、県といたしましてもできる限り有害物調査を行いますとともに、調査結果につきましても分かりやすい形でお示しをして、周辺自治会の皆さんと情報を共有したうえで対策工について真摯に話し合っていきたいと考えておりますので引き続きご理解ご協力を賜りますようよろしくお願いを致します。以上でございます。

司会：それでは意見交換に移らして頂きますが、会場に、先ほど副知事のご挨拶にもございましたが、栗東市の副市長、中村様、それと地元県会議員である三浦先生と九里先生、おいで頂いております。九里先生から一言、本日の開催に非常に大きくご尽力を頂きました。そういう意味でご挨拶を頂きたいと思えます。

九里県会議員：本日は大変寒い中、ご足労を頂きまして誠にありがとうございます。地元選出の県会議員として一言皆様方に感謝を申し上げますと同時に、本日お集まりの皆様方にはこのRD事案に対し長年ご心労、そしてご尽力をかけてきましたことに改めて高いところからではありますがお詫びを申し上げます。先ほど荒木室長をはじめ環境省の皆様方、国会開会中にも関わらず来ていただきましたことにも同時に感謝を申し上げます。昨年11月22日、環境副大臣をはじめ、環境省の方々に本市にご来訪いただき、最終処分場の跡地の視察、周辺自治会の皆さんとの膝を交えた意見交換会を企画をさせて頂きました。その場で多くの自治会を代表する皆様方に忌憚ない意見を頂きました。県議会においても各会派を超えた議論が行われ、翌12月9日、年末28日、1月15日の三度にわたり、環境省、滋賀県の双方でRDの跡地の現地調査、ならびに協議を行って頂きました。先程来の環境省、滋賀県のご報告のとおり、長年の皆様方に御懸念をいただいていた地下水の測定調査、有害物の調査・除去ならびに現行産業廃棄物特別措置法の期限に拘らない対策工法についての今後の進め方等、国の助言を踏まえ、二元代表制の中で住民を代表とする我々議会の声、何よりも今日お越しの皆様方の大切な住民の将来にわたる思いを真摯に受けとめ、県としても住民の方々の視点で基本方針を始め、7自治会の方々がご心配を頂きました有害物の調査・除去について、軸足を住民の方々に置き、一定対応頂くことになりましたもので、この後の意見交換会でこの事案の前向きで建設的な解決への大きな今日は一步となりますよう心から御祈念を申し上げ、私からのこの2ヶ月の経過と、そして今日のこの会議が実りあるものとなり

まずようお願いを申し上げまして一言議会を代表しての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

司会：ありがとうございました。それでは、残り時間30分ばかりでございますが、7周辺自治会の皆さんからご質問あるいはご意見等をお伺いたいと思います。どうぞお願いします。どうぞ。

住民：2番の有害物の調査・除去のところの、1番、ですけども、対象廃棄物としては、汚泥と焼却灰、ドラム缶とか書いております。ここで問題なのは、高アルカリの時にもそうでしたけれども、高濃度に汚染された浸透水、そのものはどのように考えているのでしょうかということが1点です。これそのまま残されてしまったりして。それともう一つは焼却灰。焼却灰は掘り起こしたときは全部真っ黒です。どこのとこ掘ったって全部有機物が多量にありますんでどこ掘っても真っ黒なんです。どれが焼却灰か分からない状態。それをどのように見分けていくのか。私はこの前、(副)大臣が来られました時の、それから後日に焼却灰と思われるものを私は採取しました。そして家に帰ってですね、それを乾燥させて拡大鏡で見ました。そしたら明らかに灰です。焼却灰です。何らかの方法でそういう見分ける方法はあるはずだと思います。そこら辺を併せて検討して頂きたいなと思います。浸透水についてはちょっとお答えして頂きたいなと思います。

西嶋部長：浸透水につきましてですが、詳しく技術的なことは担当の者に答えさせますが、浸透水につきましてはですね、先程来、有害物除去ということで一定の基準を引いて、それを超えるものについては取ります。それに達してないものであってもまとまっていればある程度これは取っていくことは申し上げましたけれども、やはり取り切れない部分がございます。そういうものについて、やはり浸透水等含めてそうなんです、そういうことについてはやはり最終的にこれは水処理していかならんだらうと、止めてですね、水処理していかならんだらうというふうに思っております。具体的には、やはりこれから専門の調査委員会も置きますので、最終的にはその専門家のアドバイス、助言等受けてまいりますけれども、その件についてもですね、専門家とよく相談していきたいなと思います。もし何か、室長ありますか？

上田室長(滋賀県)：ボーリング調査を30mメッシュないし10mメッシュでやる中で、分析を行います。その分析の中で浸透水があると思いますので、その分析も行いますので、そういう中でどういう状況か把握したうえで、また検討してもらおうとこういうふうに思っております。

住民：今現在でもね、A-3とか、例でいえばダイオキシンが2000倍、そして鉛が500倍、600倍出てます。その汚染された浸透水があるというのは今でも確認されているわけです。そういうなものを事前にでも汲み上げて、それからするべきと違いますが。

司会：よろしいですか。今日は対応方針ということで大きい枠組みについて提案させても

らった。県として最後となるような、徹底して有害物を見つけるための調査をやりたい。それについては専門の委員会を設けます。細かい部分につきましては、今後住民の皆さんのご意見を聞いてやりますので、今日はもう少し大きい枠組みですね、その面について、国の方がおられる時間がわずかですので、そういう部分についてご意見をお伺いしたいと思います。 ■■■さん。

住民：環境省の方から度々こちらの方に来て頂いて本当にありがたいなと思って、今説明を聞かせて頂いてたんですけども、助言の概要みたいなことを今お話し頂いたんですけども、詳しい部分のところがわからないので、ペーパーで、一応、環境省の方から県の方へこれだけのことを助言しましたっていうことは、後でもいいんですけども頂けますでしょうか。それと、あと、今お話しして頂いた中には出てないんですけども、総水銀の発生源に関してとシス1, 2ジクロロエチレンが地下水から出続けているという部分に関して助言して頂いたということがあれば、この場でお話し頂きたいなと思います。

荒木室長：まず、一つめのところですけども、今申し上げたものというのは、ある種全体の概要でありまして、今日の時点で特にそれを紙にしてというふうにはご用意はしてません。逆に言いますと、それだけか、という話もありますし、今総水銀の話なんかのかなり細かいところは、その場その場で助言させて頂いていますので、もしよろしければ、そこは繰り返しにしてもこういう方向だということをお話をさせて頂いて、後どういうことを言ったかというのは、例えばこの場の議事録みたいな形でもいいんですけども、それで確認を頂ければなというふうに思っています。今の総水銀の話でございますけども、これは前回の時にもたぶん若干お話をさせて頂きましたけれども、かなり一般論で申し上げると、総水銀というのは結構難しい厄介者でありまして他の事案でも幾つかあるんですが、少なくとも我々が県の方にお話を差上げたのは、どこまで分かるのかとかか勿論分かりませんが、当然原因はきちっと究明しなきゃいけないだろうと。ただ一方でこの区域が原因なのか、この区域外でも原因があるのか、そこはなかなか難しいところがあると。それでお話の中では、とにかくもし仮にここを、対策はまだ決まってませんが、仮にもし封じ込めるといふ形になれば、一旦その区域からの多分発生源はなくなるだろうと。そういう中で水銀は見ていかなきゃいけないのじゃないのかということもお話をしましたし、例えば総水銀を見るのであれば区域に外について地下水の流れを見ながら、例えば地下水の流れの上流側、そういうところの濃度はどうなのかということを見ていかなきゃいけないんじゃないかと。その辺はこの対策と重なる部分もあれば、重ならない部分もあるかも知れない。ということなのでそこは平行して見て行って、もしそれで解決しないのであれば、それはそれとして、また別途考えなきゃいけないし、この区域の処理の中で解決がするのであればそこが原因だったかも知れませんがという話もしました。シスの話は、もう逆に言うと区域の可能性がすこぶる高いと思いますが、そこもその原因というよりも、むしろ原因が先ほど言った有害物の調査で見つかるのか分かりませんが、とにかく対策をして下げていくしか無いだろうと。他の事案でもよくあるんですが、これだけ長い時間こういう状態のままありますと、ある部分はもう区域から外に出ている可能性もゼロじゃない。ですから例えば区域を仮に封じ込め

てしまえたとしても、もうある意味出てしまっているものがあるという事案も他の事案でもあります。そういう場合どうするかといいますと、そのケースは区域を閉めてしまう。そのうえで出たものについてはそこで揚水をしてきれいにするという方法しかもうとれないだろうというような事案もございました。ですから水処理をする場所が区域の外ということもあり得ます。ただ、そこはあんまり長時間ということは無いだろうと思います。ある一定期間取り続けるとですね、かなり濃度が薄まりますから、そういう本当に対策をせざるを得ないだろうと。地下水はとにかく一回溶け出してしまおうとなかなか厄介で、そんなに早くどんどん広がるわけでもないですので、そういう方法しかないのかなというふうに今思っているところではあります。先程来、少し水処理の話も出ましたが、やっぱりこのボーリング調査の中で有害物を探すのは多分硬いもの、固体しか多分見つけれないだろうし、取れないだろう。ですからもう一旦浸透水なり地下水に行ってしまったものというのは、それはそれで取り除けませんから、それはやっぱり何らかの形で汲み上げて水処理をしていかないときれいにならないだろうと思っておりますので、それはやっぱり合わせた形での対策をせざるを得ないんだらうなというふうには思っています。そういう話も意見交換の中、打合せの中ではさせて頂いてます。ただあくまでも我々として素人でありますから、その辺は最終的には専門家の先生方のお話を聞いてやっていかざるを得ない。その際には、先生方も必ず言われるのが「詳細なデータをくれ」と必ず言われますのでその意味では是非調査の方はやって頂く必要があるんだらうなというふうに思っております。特に新しいデータというのがとっても重要でありまして、今現状どうなのかというところは是非しっかり採って頂いてと思っております。

司会：よろしいですか、 さん。 さん。

住民：はい、すいません。上向の でございます。あの環境省の方のご努力で一步前進するようなお話を伺えて、非常にうれしく思っているのですが、あの、その中でですね、一つ私は、基本方針の中で3番目に上がっております、この有害物の調査検討委員会を設置するという事でございますけれども、これはですね、学識者によるとなっておりますけれども、今までまあ10年間、かなり住民にもデータを持っておりますので、その調査委員会の中にですね、住民代表を入れるというお考えは無いのでしょうか。

西嶋部長：今のお尋ねですけれども、今回、環境省の助言をいただいた中で、やはり専門家によるですね、しっかりした助言を受けて、いろんな調査を行ってみてはどうかということもございました。まあ最終的には県が判断することではありますけれども、ここは専門的な検討をお願いする場でありますので、現時点ではですけれども、やはり住民のみなさんからというよりは、専門家の助言をですね、いただく場と我々は考えていきたいと思っております。もちろん委員会として、住民の皆さんからのご意見をいただく場はきちんと作りたいと思っておりますし、私も、また皆さんの方から場所も含めて意見をお伺いする。それは、もちろんさせていただきますけれども、委員構成につきましては、今の時点では学識経験者でそれは構成させていただきたい。このように今思っております。

司会：よろしいですか。では■■■さん。

住民：時間が余りございませんので、端的に質問に入らせていただきます。今回、最終の追加調査ということで、ボーリングによる詳細な調査をご提言いただいた訳でございます。この追加調査をされる区域と、ボーリングの予想本数ですね、どのくらいの規模で予想されておられるのか、まずお聞きしたいと思います。過去の県がおやりいただいた調査と併せましてね、これで処分場の全容が明らかになるのか。是非そうしていただきたいというふうに思うわけでございます。つまり全容解明、もう少し中身簡単に申し上げますと、有害物およびそれによって汚染された土壌が、どの区域に、どれくらいの範囲であるのか、その種類はなんなのか、どういう種類があるのか。それから量はどれくらいあるのか。まあ、そういった内容とですね、当然ボーリングはゴミの底まで打ち込んで調べていただけたらと思いますので、その時、同時に粘土層、いわゆるゴミの底の粘土層の破壊状況についてもですね、かなり明らかにしていただけたらいいかなと思います。その粘土層の破壊されている箇所とその範囲ですね、それについても出来る限り明らかにしていただけてですね、それと今問題になっております、浸透水ならびに地下水の汚染の素因との関連性をですね、やはりこれは、できるだけ、わかるようにですね、調査いただきたい。これはまあ、来年度調査で早くやっていただけたらいいというのは非常にありがたいことなのですが、おそらく時間的にも切羽詰まってると思いますので、おおよそのボーリングの本数の規模等についても、県の方ではお考えになっておられるのじゃないかなというふうに思います。そういう調査の範囲についてお伺いしたいと思います。それと2つ目にですね、ちょっと先にお聞きしたいことだけざっと申し上げたいと思いますが、2つ目にですね、有害物の判断基準をお示しいただいている訳ですが、『特別管理産業廃棄物相当以上』という表現になっておりますね。相当以上というのは、例えばどんなものなんでしょうかということ。それから同じくですね、『特管物を越えないが環境基準を超過する有害物がまとまって存在する場合にはその除去を検討する』、そういうふうにございますが、その環境基準を超過する有害物、特管物は越えないけれども、それは具体的にはどんなものが予想されるのか、まあそういうことですね。それから『まとまって存在する場合は』、という表現が、ちょっと私わかりにくいのですが、ボーリングの調査結果からですね、まとまっているかどうか、誰がどのように判断するのか。この辺がちょっと曖昧で、判断がしにくいかなと思います。それから2つ目に、有害物の除去についてお尋ねしたいと思うのですが、この調査等によって見つかった有害物は対策の一環として除去するとお聞きいたしましたが、じゃあそのボーリングの結果から、どのような範囲で有害物を除去されるのでしょうか。例えば環境省の告示の104号に記載されてますような、例えば30mメッシュで調査をされた場合、その四方。30m四方ですね。それとゴミの上面から底まで、まあその柱状物をですね、1つのブロックとしてそれを有害物と見なすというふうに環境省の告示では書かれております。あるいは10mメッシュで細かく分割して、小ブロックに分けてやる場合はその小ブロック単位。つまりそういうブロック単位で除去されるようなお考えなのかどうかですね。ちょっとそういうことについても、除去の方法を少し具体的にお聞かせいただきたいと思います。最後にですね、今70万立米あまりのですね、廃棄物がある訳でございますが、その中でですね、かつての対策委員会の専門部会の資料を拝見いたしますと、

1999年までの10年間に処理された廃棄物が約106万立米であって、そのうち安定4品目がですね、安定4品目の廃棄物が、ボリュームで言いますと約58%。それ以外の廃棄物、つまりこれは違法廃棄物と言えるんじゃないかと思いますが、それが42%あると。その中に有害がどれくらいあるかちょっと分かりませんが。許可容量40万立米に対して、30万立米あまりが、これ不法に埋め立てられたものであると。その中身がよく分からないというような現状でですね、県はその70万立米の廃棄物のうちで、今度調査をし、過去の調査結果と併せてですね、全体的に内容を明らかにされた場合にですね、だいたいどれくらいの除去すべきものがあると。量的にですね。まあそういう予想でも、お聞かせいただければと。どれくらい取らなければいけないか。と言いますのは、やはりできるだけ、今回ご呈示いただいた対策はですね、工法として有害物を出来る限り除去するというふうに冒頭に書いていますね。だから、だいたいどれくらいの除去すべきものがあるって、そのうちの何割くらいは取らなければいけないのか。何かやっぱりそういうことを考えていただかないと、とにかく見つかったものだけちょっと取ったというような結果では、ちょっとやっぱりこれ効果がないと思いますのでね。ちょっとそのあたりのことも含めてお聞かせいただければというふうに思います。以上です。

西嶋部長：何点かありましたので、もし漏れていましたらすいません。まずボーリングの規模なんですけど、これ、先ほど申しましたように、まだ予算、最終局面ということで、もちろん財政当局のまだ精査を受けておりませんので、詳しくはまだ申し上げにくいところありますけど、私ども琵琶湖環境部として、今必要だと考えておりますのは、30mメッシュと10mメッシュ。10mメッシュの場合は、30mで見つかった場合に追加してやるという、これ想定ですが、今の時点では45箇所程度必要じゃないかと思っております。これまでの、かつてやったボーリング調査は21箇所であったというふうに担当から聞いておりますので、その倍以上、今回やらせていただくことになるのじゃないかなと。ただ、10mメッシュで見つかる部分が、予算上今のところ数カ所確保しているという前提で申し上げましたので、これについては流動的なことになる可能性もございます。そういう意味で、これまでの60mメッシュでやった調査と基本的に重複しないように、ポイントがもしかぶれば、その部分はパスしてですね、残りの部分について、その区域内の全体を区切ってやっていこうと思っております。もちろんこれにつきましては、先ほど申しました検討委員会の有識者の意見はしっかりと伺った上で、また皆様のご意見も伺った上でやっていくということでありまして、粘土層につきましては、今の時点で確たることは申し上げることはできません。これから調査委員会の中でもその点につきまして、またご相談することもあるかと思っております。また、その浸透水、地下水につきましても、先ほど申しましたように既存の井戸の活用によりまして、これまでの井戸、これだけたくさんございますので、それを改めて、もう一度最新のデータで、やっぱりご議論いただく必要があるんじゃないかと、我々は思っております。それから、このようなデータは全て、調査委員会の、先ほど言いました学識者に求められると思いますので、やはりしっかりと調査をして、区域の出来る限り全容をそういう意味では調べていきたいと思っております。それから、特別管理産業廃棄物相当のものとは何かということですが、これまでも県は、有害物として特管物ということの説明を

してまいりました。具体的には、判定基準を超えるシス-1,2-ジクロロエチレンに代表する汚泥とか、重金属が溶出するダイオキシンを含む燃え殻や汚泥、併せて廃油とかそれらの汚泥や燃え殻等の入ったドラム缶、これらのものを想定しておりますけれども、先ほど冒頭にも申し上げましたとおり、特管物という基準は一定引きますが、環境基準とのその間で、特管までには至りませんが、それまでのものが出てくる可能性がございます。この場合も、先ほど申し上げましたように、一定、これも調査委員会のご意見は賜らなければなりませんけれども、まとまってそういうものが見つかった場合には、早期安定化に資するという観点から、これは取っていくこともやぶさかではないと思っております。完全に混じってしまっているものにつきましては、これまでも申し上げておりますように、難しい面もございますけれども、いわゆる固まって存在をしているという部分でありますけれども、こういう部分について、一定の規模をこれから決めていきますけれども、そういう部分についても調査委員会とよく相談をしてですね、取るものは取ってまいりたいと思っております。それから除去する方法ということですが、先ほどおっしゃったように10mメッシュのブロックで、それをブロックごと抜いていくという方法ももちろんございます。どの程度のブロックまで除去するのかということにつきましても、先ほどの調査結果や検討委員会の意見を聞いて判断をしますが、今おっしゃった方法があることは承知をしております。それから70万立米の中の話、ちょっとご紹介いただいた訳ですが、まずは、最後の方でどれくらい出るのであるかということですが、申し訳ありませんが、今の時点でそれをどれくらいの規模でやるとかですね、それはすいませんが予測できません。そのために、これからメッシュを切って、ボーリング調査をしていく訳でありますので、その質問については、申し訳ございませんが、現時点ではお答えしかねるということですので、以上です。

司会：よろしいですか。

住民：どうも半分くらいしか答えていただけていないようなのですが。ご説明の内容は、時間の制約もございますので、もうあまりくどく質問いたしません。私がお聞きしているのは、特管物相当以上、特管物以外のものですね、どんなものがあるんでしょうかと。それと環境基準を超過する有害物というものは、例えばどんなものが想定されるのでしょうかという具体的な内容をお聞きしているのです。それについてはほとんど答えが無かったと思います。それから除去の範囲ですね。除去の範囲については、いったいどの範囲を除去されるのですかと。環境省告示のああいう認識がされておりますような方法で、有害物とそのブロックを見なして、そのブロックを全部除去すると、そういう考え方もあるかと思うのですが、どのように考えておられるのかということをお聞きしている訳です。それと調査ですね、やはり汚染水を、地下水なり浸透水なりを浄化する。もうこれは当然必要なことで、先ほど環境省の方もおっしゃっていただいて、これは当然必要なことだと思います。しかしやはり今後とも出続ける訳でございますから、その素因をですね、やはり除去しなければ、これはもう効果としてはですね、出続けている間、ずっと水処理しなければいけないということになります。素因をやっぱりどけていただかなければ。まあそういうのを、底の破れ、粘土層の破れだとか、そういう実際のボーリングの追加調査等々からですね、関連付けができればですね、一番、全容

解明として望ましいのじゃないかと思います。そういうことについても、ご意見をいただければというふうに思います。

西嶋部長：少し専門的になりますので、ちょっと担当の室長の方から説明申し上げます。

上田室長：すみません、あの、まず30mメッシュでボーリングを打ちます。そのボーリングコアを、もちろん有害物検討委員会で検討いただく訳でございますけれども、今のところ私どもは、ボーリングコアを、分析をかけて、その分析したものの内容で、特別管理産業廃棄物相当の基準を持つもの以上のものについては、これはどけないかん。ということで、どける範囲を決めるために10mメッシュでさらに打っていきたいというふうに考えております。それで例えばそのボーリングコアを、これは仮の話です。例えば1m単位で廃棄物を分析しまして、それを混合して、例えば溶出で有害物が見つかったということになると、今度はさらにどの層にあるのかということで、それをさらに分析していくということを今のところ考えております。その基準を超えたものについてやる。もしくは環境基準と特管基準の間のものが、どれくらいあるんやというようなことを調べていく調査をするという。

司会：だいぶん専門的な中身に入っておりますので、また我々も有害物を見つけるためにどういう調査があるか、皆さんにご意見を今後聞いた上でですね・・・。

住民：あの、すみません。見つかった廃棄物の除去についてですね、除去の範囲についてもう一度おっしゃってください。有害物が見つかったら、具体的にどの範囲を取るんだということ。

上田室長：ボーリングコアを調べまして、特管基準を越えたものについては、詳細なボーリングをして、そのブロックを見つけます。そのブロックを見つけたものを基本的に出したいというふうに思います。ところが一番底にあるやつとか、一番上にあるやつとかいろいろ議論があると思いますので、そこらへんはやっぱりまた検討委員会で検討してもらいたい。こういうふうに思っております。今のところそう思っておりますが、これは調査検討委員会で専門家のご意見を聞きたいというふうに思っております。

司会：発言のない自治会は？どうぞ。

住民：あの今までずっと聞かせていただいている中で、既に始まっていると思われる地下水汚染問題については一切触れられていない。先ほど少し荒木さんから話ありましたが、過去10年近くにわたって地下水の汚染が進んでいるわけです。そうすると10年前から進み始めた水は今どこにあるか、もう既に栗東市の調査委員会、県の対策委員会の中で明らかになっていますように、RDの地域から出庭の水源地の方に向かって地下水が流れているわけです。そしたら最初に汚染された水はどこまで流れていっているのか。流速度から考えて、もう既に出庭の水源地まで行っている、もしくは超えているかもしれない。10年近くかかっているわけです。そうすると、今RDの処分場対策がすぐ打

てて完了しました、と言っても既に地下に浸透している水はこれから10年間流れ続けるわけです。これについてどのように考えてらっしゃるのでしょうか。私はそういうふうに考えたときに、滋賀県だけの対応で済むとは思っていません。栗東市がやっぱり絡んでこないと地下水の問題は解決しないと思っています。だからそこで、県のほうの考えと市のほうの考え両方お聞きしたいと思っています。回答をお願いします。

上田室長：地下水汚染のことですけれども、経堂池を越えて栗東市さんで井戸を掘っていただいています。私どもも水処理施設の近くに井戸を掘っているのですが、そこでの地下水汚染は、例えば、シス1、2ジクロロエチレンが出ております。栗東市さんの井戸でそのシス1、2を調べますと、基準以下ではございますけれども、検出されております。栗東市さんの水銀が検出されている下流の井戸を調べてみますと、その下流からは総水銀が出ていないというふうな状況でございますので、下流のほうまで環境基準を超えたようなものは行ってないというように思っているのですが、先ほど環境省さんからの助言もございましたが、もう一度井戸の最新のデータを来年度予算でやらしていただいて、そこら辺の中身をみたいと思っております。ただ、緊急対策で水処理施設、今年修繕をいたしまして、来年の工事になるわけでございますが、下水に接続していきたいと思っております。鴨が池の下流のあたりで、浸透水ないし地下水をくみ上げますと、その部分について浄化できますので、効果があるのではないかというふうに思っているところでございます。

住民：それは新たに流れ出て行くもののみ効果があると思います。既に流れてしまったものはどう考えますか。

上田室長：それにつきましては、例えばNo.1やと思うんですが水処理施設の近くにある県の井戸からは、シス1、2が環境基準の2倍を超えておりますけれども、栗東市さんのほうで下流経堂池を超えたところでは、環境基準いっておりませんので、薄まっているのかなと。

住民：それは時間の問題ではないんですか。薄まっているとは思いますが、時間の問題ではないんですか。

上田室長：だから、できるだけ早く止める必要があると思っております。思っておりますけれども、環境基準を超えるような値のものが、シスに関しては出ていないということでございます。総水銀については、先程環境省の室長さんからの話ございましたけれども、どこが原因なのか、これはまだはっきりしておりませんので、そのあたりの検討がまだ必要かなと思っております。

乾沢部長(栗東市)：栗東市でございます。今下流の地下水に関しましては、今農業井戸で8カ所測定をいたしておりますけれども、今現状その中では検出されていないという状況でございます。こういった下流域の井戸につきましては、今後も継続して調査をしてまいりたいと考えておりますし、今後、市としては1日も早く対策をしていただき、そう

いった中で、この対策工で効果測定をいただく。そういった状況の中で、やはりこういったものも含めて議論してまいりたいと考えています。

住民：栗東市の方にお伺いしたいんですけども、このままずっと半年に1回の調査でずっと問題なしと言っても、ある時突然出たらどう対応される予定ですか。その答弁については危機管理の観点から、きちっと理解して考えてられるのでしょうか。

乾沢部長：水道水につきましては、基準に定められている以上に測定しておりまして、現状安全な水を供給できているということでございますし、そういったものについても今後も基準を超えてですね、基準を定められた以上に測定をやっておりますので、安心いただきたいと思います。

住民：やっておりますと言われてますけども、半年に1回じゃなしに、現状どのようにやられているのでしょうか。環境基準以上にやられていると言われてましたけども、今までお聞きしている話の中では半年に一度検査、その頻度は今もっと多い頻度でやられていると言われていたのでしょうか。

乾沢部長：ちょっと今データございませんねけども、それぞれ今、水道法に定める測定回数ですね、それを上回るかたち、ものによっては毎月計測しておりますので、半年ごとと今おっしゃってますけども、項目によって変わります。また後でお示しさせていただきますと思います。

住民：そのような観点からいきますとね・・・

司会：時間がだいぶん切迫してますので、まだ発言されてない自治会が3つございます。専門的な話になってきてますので。

住民：いや、そんな専門的な話やないです。

司会：その話については、従前からいろいろして、やりとりさせていただいていると思うんですけども、時間もないんで、今日はご勘弁願えませんか。

住民：皆さんこの話されたことありますか？されてるのならいいですけど。

司会：自治会さん、さん、それとさん、何かどうですか。

住民：今県から説明受けたけども、浸透水の問題ですね、地下水の問題、こうやって話をしている間にも生まれるわけ。早く拡散防止のために手を打って欲しい。10年以上も言われているから。何も県も市も手を打っていない。どんどん流れてる。調査ができておたにもかかわらずこの状態である。拡散防止についても早く手を打って欲しい。それから、いろんなボーリング等されるわけですけども、情報公開の結果を全て公開して

いただきたい。そうした中で地元と話し合いをもっていただきたいというふうに思います。時間がないので、一点だけ、早急をお願いしていきたいというふうに思います。

西嶋部長：今、自治会の ■■■ さんから言っていた件ですけども、確かに早く手を打っていかねばなりません。今まで打っていないということに対しては、^{じくじ} 忸怩たるものも私持っております。そういう意味で、今回、県として踏み込んだこのような考え方を、助言を受けて出さしていただきましたので、どうか前に進めるために、近隣の皆さんのほうにもですね、そういう思いでですね、また県との話し合いをしていただければと思っています。情報公開につきましても、今のご発言に沿った形で、常に情報は包み隠さず、オープンにしてやっていくということについては心がけています。

司会：先ほどの発言で市のほうから。

乾沢部長：例えばヒ素のほうでございますけども、方法では年1回という事でございますけど、毎月検査をいたしておりますし、水銀におきまして年1回という方法を、回数を増やして測定をいたしております。後の項目につきましても、後日連絡させていただきます。

司会：他ございますか。どうぞ。

住民：基本的な考え方なんですけども、我々は11月に『基本要
求』というものを県に出している。イの一番にここは安定型処分場ということなんです
ね。管理型ではない、遮断型でもない。その安定型処分場をどうしていくか
ということなんですけども、要求としては「廃棄物処理法に基づいて、
厳守してやってくださいよ」というのを願っている。現在このRDの安定
型処分場跡地は、現在どういう法律がかかっているのか。前回の話では、
特措法でやりますということなんですけど、特措法はこれから申請する
法律であって、時限立法であって、対策が終わった段階でこの処分場は
どういう法律で押さえられるのか、それに収まるような対策が今後考
えていただけるかどうか、まずそのことをお聞かせ願いたい。現に今
どういう法律がかぶっているのか。

荒木室長：私、前回も多分お答えをさせて頂いてますけども、まず大前提としてご承知しておいて頂きたいのは、これはここだけの事案じゃ無いのですが、もうこの処分場は許可をされてませんから、取り消しになってますからここは処分場ではない。これは別にこのRDの事案だけじゃなくて、全国に12事案ございますけども、その結構な部分ですね、中間処理施設であったり、あるいは全く処分場じゃ無いような場所で不法投棄をされたり、不適正な処分をされてる事案があります。じゃあそれ何かというと、それはもう法に基づいて『不適正に処分をされた場所だ』というだけであって、何かの法律がということではなくて、それはもう徹底的に不法投棄である不適正処分をされたから、当然まずは処分場であるんだったら、あるいは中間処理施設であったら改善命令があつて、それで聞かなければ最終的には措置命令が出されている。今の質問にまず答えるとすると、もう処分場では無いので、だから法律で処分場の何かということとはかか

りません。ですからもうこれは不適正に何かをされた場所だというふうにまずご理解を頂きたいと思います。ですからここにはもう不法投棄にしろ不適正に処分されたそういう場所がある、と。じゃあそれをどうやって解決していくのか、と。ですからこの処分場だからこういうような対策しか出来ないとか、ここがあったらこういう対策が出来ないとか、もうそういう問題ではないです。ですからそれぞれの事案毎にこういった対策があるんじゃないかとかいう形で個々に検討を頂く。その時の支援のスキームが例えば特措法がありますというお話であります。これは古い事案なので特措法で支援が出来ます、ということでもありますので、まず大前提としてはここはもう処分場でも何でもありません。完全に不法にやられてしまった場所だ、と。これはもう本当に不法投棄の場所だというふうに見てもらってもいいようなそういうような場所だと、まずそういう前提でお考え頂いて、それを解決するという事だということからスタートして頂きたいと思います。これは他の事案も、もう同じであります。ですからいろんなシチュエーションがあります。RD事案だけじゃなくて、他にもいろんなところがあって、それぞれが皆さん悩まれているような措置を執られてます。そういう前提でまずスタートいただきたい。

住民：はい、ありがとうございます。ということは、ここは一般の環境と同じで、要するに不法投棄の状態である。

荒木室長：と申していたたく。

住民：と申していたくと言うよりも、大事なことですんでね。今後処分場を取り消された場合は、どの法律に基づいて、どの法によってそうなりますというの明文化されるわけですか。

荒木室長：ですから、ここで不適正なことをやればですね、最終的には廃棄物処理法の法律で措置命令がかかり、多くの場合は残念ながら行為者はほとんど無資力だ、あるいは不明だということで対応は出来ないと。最終的にはこれはもう本当に皆さん含めた多くの方の税金になりますけども、行政が代執行をして支障の除去等をする。こういう状況、これは法律に基づく措置です。そこは法律に基づく措置です。ですから今法律でやろうとしているのは廃棄物処理法という法律で皆さんの生活環境の保全上の支障を除去あるいはおそれの防止のための措置をするという、今こういう段階に来ている。これは法律に基づく手続きです。その部分。ただその中で何をすべきかということは別に今言った処分場だから処分場じゃないからとは変わっていません。もう今は支障の除去あるいはおそれの防止という、こういう措置を行政が代執行でやろう、と。こういう段階だということでもあります。

住民：ということは、取り下げられたので、滋賀県は対策室がやられているんですけど、対策室は手が離れて環境管理課というそちらの方に担当が変わるといふ。

荒木室長：いや、そうじゃなくて、廃棄物の処理の世界の担当は変わらないと思います。ですから今はとにかく支障の除去等のための行政代執行をやることについて県の方は皆

さんと調整をさせて頂いている。ですから別に産業廃棄物を担当しているところがやられるものでありますから、どこの県でもそうですし、別に部署が変わるかどうかなんてのはあんまり重要な話じゃなく、あくまでも廃棄物の世界での今そういう段階があると。担当はそこで特別なチームを作ってもいいです。それはもう各自治体さんの判断ですから。別にそこでもって何か対応が変わることじゃなくて、もう今最終的に法に基づいて行政代執行しようという段階に来ていると。それを担当されるチームがあるんであればそこでやっていただくということだけです。

住民：それは法的にそういうふうな流れにきちとなってるのか、単なる一^{いち}、その時の状況でそういうふうに、

荒木室長：いや、これ法律の流れであります。

住民：ちょっと長くなったんでこの辺でやめます。出来ましたら、もっと住民、我々は帰って住民に皆説明するんですけど、こういうふうになってますとか。それを分かりやすい内容の資料をまた頂ければありがたいなと、訂正していきたいなと思ってます。

司会：せっかくの機会ですから、さん何かございますか。

住民：まあいろいろ話聞きまして、県の方に確認したいんですけどこれは、すべて県が所有するという方向で考えてる対策でいいんですよね。

西嶋部長：昨年よりよい原位置浄化策というところで、将来的にここを県有地化をするという方針を出させていただきました。最終的に対策工から確定していくこととなりますけども管財人等の業務の関係もありますが、私どもとしては県有地化をするという考え方に変わりはありません。

住民：そしたら、1日も早く使用できるような環境を作っていただく、それが私らの意見でお願いします。

司会：では、最後の質問事項ということで、 さんお願いします。

住民：基本方針の3番のところで、先程 さんもおっしゃったんですけど、学識者による有害物調査検討委員会を設置するという、いろんな調査していただけるのは、やっぱり処分場の実態を解明していく中で、どういう対策を取ったらいいのかということを考えるには必要なことです。そのちょっとした間なんですけども、住民が望んでるような調査をしていただけるのかというふうには、今までのような調査委員会等のことありまして私たちも心配している事もありますので、住民の方からやっぱりこういう専門家の方に検討委員会に入ってもらいたいということで推薦したいなと思うんですけど、そういうことは出来るんでしょうか。

西嶋部長：お答えしますが、委員の決め方については、これからの問題になるんですが私どもとしては、環境省のご意見をいただきながら迅速にしていきたいと、今は思っております。そのように考えています。ただ住民の皆さんはですね、ご意見は反映全くしないと、されないというようなことは、これはあり得ませんので、これは運用の仕方、今[]さんもおっしゃいましたけども情報等含めてですね、それは透明、公正な委員会運営をしていきたいということはここでお約束いたしますけれども、人選については取りあえず今は私どもとしては、いろいろ国とご相談をして決めていきたいなと思っております。

住民：重ねて、人選に関して住民の方が推薦する先生にも入ってもらえるという事を再度検討していただきたいなと思うんです。どうしてかということ「やっぱり住民の意見聞きます」とおっしゃったから聞いたはずなんでしょうけど、聞いた事を本当にしていただけるのかどうかということではやっぱり「専門家の方がこうおっしゃってますから」という言葉でもう切られてしまうと言うんですかね、それが過去10年間本当にいろんな場面であつらい思いしてきて、本当にもう少しでも・・・から、現場のことわかってくださってたら違う判断もあつたのかなということもありましたんで、そこら辺は県の方が選ばれる先生方だけじゃなくて、住民側の方からも同じ数の先生を入れていただけるなりという形で公平な委員会にしていいただきたいなと思いますので、よろしくお願い致します。

司会：時間だいぶ超過しましたんで、最後に琵琶湖環境部長挨拶をお願いします。

住民：どうして1時間なんですか。どういうことで1時間でしょう。

司会：急な話で、

住民：せっかくこれだけの人が集まっているのでね。何で・・・ですか。

司会：急な話で、国会等お忙しい中おいでいただきました。これは県のひとえに予算最終段階の最終調整のその渦中でどうしても皆さんにお話しときたいという中でのご無理をお願いで催したものです。そうした中での設定ですので、

住民：まだまだ質問したいこと、いっぱいありますよ。

九里県会議員：[]さんおっしゃることも心中はよくわかるんですが、先ほどからもありますように地下水の測定の調査、あるいは有害物の調査除去並びに現行を超えた産廃特措法の期限を超えた中での対策、そういったものも含めて年末年始11月22日から今日まで国、県、そして我々議会も含め住民の皆様方にとつたら「何をやっ取るんや」、「どうしたことやっ取るんや」という部分があつたかもわかりませんし、今ももっとも聞きたい部分はあると思います。しかし、そういった中でも今回県の方の時間的な予算化の部分も含めて今日環境省さん室長はじめ来てもらいました。田島副大臣も約束

をして助言をする。それについてきちっと県も答えるべし、ということで今までにない対応の部分が、まだまだ満足、ベストではないかもわかりませんが、一步踏み込んだ討議になってるということだけはご承知おきをいただきたいというふうに思いますし、同時に我々も当然、国、県の皆さん方も何よりも住民の方々もその思いは一緒やというふうに思ってます。先ほど申し上げましたように、軸足を住民の皆様方の方に向けてきっちりやるようにという形も含めて今日の間をセットさせていただきました。どうかご理解をいただきますと同時にまた細部につきましては県の行政あるいは、時には環境省の方のご助言をいただきながら、今まであれ以降現場にも入ってもうてます。調査協議もやっとうてます。お正月を挟んで数々のこともやっとうてますんで、そのところは一定信用をいただきながら、お願いを申し上げたいということをお思ってます。私は中立的な二元代表制の中での立場ですので、どっちのほうにという形では無いんですがそういう時間的な部分もあるということだけは、ご承知おきをお願いしたいと思います。

住民：よろしいですか。先ほど話の途中で切られたんで、最後に一言だけ言いたいことがあります。何もね、県の・・・言ってるんじゃないんです。住民として地下水・飲料水が安心して飲める物を供給してほしい。出庭の水が危ないかもしれんというのが、これが不安なんです。この不安というのを取り除いてほしい。はっきり言います。出庭の水源止めて別の水源から安全な水を取ってください。そして市民に供給してください。そうすれば、市民は非常に安心できます。そうすればそれが時間稼ぎとなって、この地下水問題、RD問題の対策の期間、皆、不安がりながら見ている必要がないんです。言ってる意味わかりますか。

住民：ちょっとすみません。今ね、

中村副市長(栗東市)：栗東市でございますけれども、我々の使命といたしますのは、やはりおっしゃっていただいておりますような不安を取り除くことが第一義の使命でございます。そういう意味で1日も早いこの問題を解決、地下水に今現在も浸透しているという状況でございます。そういう中で先ほどから申しあげておりますように、その経路につきましての追跡の調査、また水源地におきましては十分な原水での調査をまずやっております。現在その状況は良好な範囲の中であるわけでございます、それをまた浄化という処置で安全な水を送っております。今後もその方針でまいりますので今後ともよろしくお願い申し上げます。

住民：すいません。時間使わせて申し訳ないですけども最後ですね、この今皆さんから非常に不安な声が出ておりますが、それらの問題を検討されるのが『有害物調査検討委員会』でしょう。その委員会にですね、やはり住民の声には、充分反映されるような、■さんにも言われてたようにですね、県の方からの推薦人だけでなしに住民からも推薦の専門学者が出るように、議員さんも検討していただいて、そうしていただきたいと思えます。希望しておきます。

司会：部長お願いします。

住民：よろしい、住民の方からですね、『基本要
求』というのを11月に出したと思うん
です。環境省の方はそれは見ていただ
いておられますか。あれもですね、こ
ういう対応について、というのを書
いていただいたんですけども、あれの
具体的なお返事というのは、私らも
ちょっと事情聴取みたいな格好であ
ったと思うんですけど、その後あれに
ついての、私ら無い知恵絞って書い
たもんですんでね、あれについての
答えとかは、まだいただいてない
と思いますんで、あれに基づいた
るほうもちょっといただけたらな
あとと思います。以上です。

西嶋部長：11月24日の意見も
そうですし、5月27日の要望も
ございました。5月27日の
時には有害物の除去ということ
を統一的な要望として出して
いただきましたし、24日は
十数項目ありました。いずれも
住民の方のですね、強い思い
やと私どもはそれを受け止
めたと議会でもそういうふう
に答弁いたしました。それを
包括的に我々も受け止めて、
そして同時に環境省の助言も
受けてですね、今回そのよう
な形でこの県の新たな考え
方としてですね、基本方針に
それを結実させたということ
でご理解を賜りたいと思
います。ここにはこうい
いをしておりませんが、その
ような有害物に対する不安
とかそういうものを込めら
れた住民の皆さんの思いを
受け止めて、今回このよう
な考え方に助言を受けて結
実させたと、そういうこと
でご理解を賜りたいと思
っております。

住民：・・・理解ができてないということ
ですか。

西嶋部長：そのような、私どもは
そういうふうに思いを受け止
めて、そして環境省の助言
を受け止めて、そして県の
考え方をなさしていただいた
というふうに思っております。

住民：県の後のほうにね、今
受けたって周りが・・・

司会：それでは、琵琶湖環境
部長から最後のご挨拶をお願
いします。

西嶋部長：すいません。本当
にお時間が少ないのでご不
満が残ってるかと思いき
ますが、今回につきましては、
ここで閉じさせていただきます
けれども、後ほどまた私ども
また説明に参りに行くよう
に努めますし、また、場合
によっては環境省の方から
も追加の助言等ですね、お
いでいただくこともあるか
もしれません。そういう事
も踏まえまして今日は私
どもの環境省の助言を受け
止めての県の考え方という
ものを説明をさせていただ
くと、そういう機会を持
たせていただきました。県
としましては、これをこの
判断に基づいて進めてこれ
から参りたいと思いき
ますが、今の時点で今日
はご説明をさしてもら
ったばかりということ
でもありますし、この
場でという事はもち
ろん、そんな拙速で
という事は申し上げ
るつもりもござ
いませんで、ただ
先ほども申し上げ
ましたように、この
予算は今ちょうど
知事が査定をして
いる最中であり
ますけれども、2
月16日から始
まる県議会に上
程するためには、
今ぎりぎりの
局面で、ぎり
ぎりの時間にな
っております。そ
ういう意味で
これからまた、

我々もまた戻りまして、明日以降知事との話し合いもしていく必要がありますけれども、部としてはですね、このような考え方を持ってくることに、知事ともお話をさして頂いて今日持ってあがっておりますので、最終的に先ほど申しました分については、皆さんの同意がない限り執行はいたしませんので、それはここでお約束を致します。そういう意味で留保条件付きの予算計上になるとは思いますけれども、ぎりぎりまで知事も予算計上に努力すると先ほどの議会で申し上げましたので、これから財政当局ともお話をしますが予算に計上できるようにですね、最後の詰めをしていきたいと。ただし今のようなお話まだまだ疑問も、ある点もあるかと思っておりますので、それについてお考えいただき、我々も説明していく、そういうふうな時間がこれから必要でございますので、これから今年度後2ヶ月でございます。4月からは新たな予算の執行に入ります。従いまして遅くとも3月末までに皆様方の方から、先ほどの1番2番についてですね、予算の執行について留保致しますので、それについてのご回答を賜った上で、県としてそれを執行できるようにしていきたいと思っております。それにつきまして、昨年の議会でも住民の皆さんに窓口の一元化を出来ればよろしくお願ひしますというふうに知事も申し出ておりました、そういう意味で地元の皆さんのいろんなご回答をいただくにあたりまして総意として我々の方にお伝え頂くと、そういう事をしてあげればありがたいとこのように思っておりますので、今後いろいろ我々も皆さんとお話し合いをしていきますけれども、そういう答えも3月末に向けてですね、そういうお答えをいただけるような方向で、これから進めていただきますように・・・お願ひ申しあげまして、今日の会合は閉じさせていただきます。本当に今日はありがとうございました。

司会：どうもありがとうございました。

以上